

佐賀県子育て支援CSO物価高騰対応支援金 Q&A

1. 各事業について	
1-1	コミュニティフリッジ事業とはどのようなものか
1-2	こども宅食事業とはどのようなものか
1-3	こどもの居場所事業とはどのようなものか
2. 支援金の交付対象について	
2	交付対象外となる場合はどのような場合か
3. 支援金の申請手続きについて	
3-1	複数の事業で申請してよいのか
3-2	過去に提出した添付書類（口座振替申出書と口座の写し）について変更等がない場合、再度提出する必要はあるのか
4. 支援金の請求手続きについて	
4	支援金の請求手続きは必要か
5. 支援金の支給について	
5	支援金はいつ支給されるか
6. 支援金の実績報告について	
6	支援金の実績報告をする必要はあるか

1. 各事業について

Q1-1 コミュニティフリッジ事業とはどのようなものか

A コミュニティフリッジは、食料品・日用品の支援を必要とされる親子が、時間や人目を気にせず、寄付などで提供される食料品・日用品を取りに行ける相互扶助の取組の一種です。

具体的には、事前に登録した児童扶養手当を受給しているひとり親世帯が人目を気にせず利用できる仕組みを整えることが必要です（安全性確保の観点から出入口に電子ロックを設置する等）。

以上の条件を満たし、かつコミュニティフリッジネットワークに加盟している事業者が実施する事業を指します。

Q1-2 こども宅食事業とはどのようなものか

A こども宅食応援団に参加している事業者が行う、生活困窮など、見守りが必要なこどものいるご家庭に、定期的に食品等を届け、それをきっかけにつながり、関係性を築き見守りながら食品以外の様々な支援につなげていく訪問型の事業を指します。

Q1-3 こどもの居場所事業とはどのようなものか

A 学習や食事の支援、遊びの場の提供等を行う、こどもたちが安心して集える居場所を作る事業を指します。

2. 支援金の交付対象について

Q2 交付対象外となる場合はどのような場合か

A 本支援金は、次に該当する場合は支援金の対象とはなりません。

- ・こども家庭庁が実施する「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」による支援を受ける場合
- ・市町社会福祉協議会が運営する活動、市町が運営する（委託する）宅食の場合
- ・市町社会福祉協議会が運営する活動、市町が運営する（委託する）居場所の場合

3. 支援金の申請手続きについて

Q3-1 複数の事業で申請してよいのか

A 複数事業での申請は可能です。

申請の際は、該当事業分の申請書を提出いただく必要があります。

(例)

「こども宅食」及び「こどもの居場所」の両方を運営している場合
→両事業において、申請可能です。

Q3-2 過去に財政支援を受けた際に、こども家庭課へ口座振替申出書と口座の写しを提出したが、再度提出する必要はあるのか

A 既に提出し、振込先口座の名義等変更のない場合については、提出不要です。

4. 支援金の請求手続きについて

Q4 支援金の請求手続きは必要か
請求時の手続きは不要です。

5. 支援金の支給について

Q5 支援金はいつ支給されるか

原則として、提出書類に不備等がない場合は、交付申請日の属する月の翌月末。
交付申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認められた場合、支援金の交付を決定し、交付決定通知書を申請者に通知した日から起算し30日以内に支給します。

【参考】

提出書類に不備等がない場合、
第1期（申請受付期間：令和7年6月2日～令和7年6月30日）に受付したものは、令和7年7月末までに支給します。
第2期（申請受付期間：令和7年11月4日～令和7年11月28日）に受付したものは、令和7年12月末までに支給します。

6. 実績報告について

Q6 支援金の実績報告をする必要はあるか

本支援金の実績報告については、不要です。
ただし、令和8年2月頃に、今後の県の施策の参考とさせていただくため、本支援金の簡単なアンケートを実施予定としています。内容は、支援金の活用状況や支援金へのご意見等を伺いたいと考えています。
アンケートの依頼の際は、交付申請時に記載いただいたメールアドレスにアンケートを送付する予定です。